

燕市建設工事成績評定採点基準

(目的)

第1条 この基準は、燕市建設工事成績評定実施要領（以下「評定要領」という。）第5条第5項に基づき、燕市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定の採点に関する必要な事項を定めることにより、工事成績の評定の適切な実施を図ることを目的とする。

(成績評定の方法)

第2条 評定者は、工事成績の採点にあたっては、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」（以下「審査項目別運用表」という。）（別紙－1～別紙－3）により行うものとする。また、「記入方法及び留意事項」（別紙－4）及び「施工プロセスのチェックリスト」（別紙－5）を考慮するものとする。

2 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」（別紙－6）により提出できるものとし、提出があった場合は、成績評定にあたって適切に反映させるものとする。

3 第1項の審査項目別運用表は、別表1のとおりとする。

4 多工種複合工事の場合にあつては、主たる工種で評定を行うものとする。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

(監督員の成績評定)

第3条 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ」、及び「創意工夫」について、審査項目別運用表（別紙－1）により行うものとする。

2 監督員は、契約金額5,000万円以上の場合にあつては、「施工プロセスのチェックリスト」によりチェックを行い、それを基に審査項目別運用表により行うものとする。

3 「創意工夫」については、担当係長等との合議をもって行うものとする。

(担当係長等の成績評定)

第4条 担当係長等は、「施工状況」、「工事特性」、「社会性等」及び「法令遵守等」について、審査項目別運用表（別紙－2）により行うものとする。

2 「社会性等」については、当該工事以外の貢献は対象としないものとする。

- 3 「法令遵守等」については、当該工事現場に対する法令遵守等を対象とし、他工事現場での違反は対象としないものとする。なお、工事が完成した後に、該当する事実が生じた場合は、成績評定要領第9条の規定による成績評定の修正を行うものとする。

(検査員の成績評定)

第5条 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」について、考査項目別運用表（別紙－3）により行うものとする。

(成績評定の評価区分)

第6条 成績評定の評価区分は、別表2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年10月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

別表 1

考查項目別運用表

契約金額	考查項目別運用表	評定者
130万円以上	(別紙-1)	監督員
	(別紙-2)	担当係長等
	(別紙-3)	検査員

別表 2

成績評定の評価区分

ランク	評定点の標準値	総合評価の基準	
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事	
B	75点以上80点未満	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの	標準的工事
C	65点以上75点未満	標準的な工事	
D	60点以上65点未満	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事	
E	60点未満	改善すべき事項が多く、今後指名等に影響を及ぼすおそれのある工事	